

東松監査告示第4号

令和8年3月18日付け東松監査告示第1号で公表した令和7年度定期監査結果報告について、東松島市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年4月15日

東松島市監査委員 土井 一郎

東松島市監査委員 土井 光正

東松島市監査委員 土井 一朗 様
東松島市監査委員 土井 光正 様

東松島市長 渥美 巖

令和7年度定期監査結果に係る措置について（通知）

令和8年3月18日付け東松監査第62号で指摘がありましたこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じたことを通知いたします。

記

指摘事項

法令（条例、規則その他の規程を含む。）に違反したもの又は不当なもので重大なもの。

内 容	措置状況
<p>【対象部課】 建設部建築住宅課</p> <p>【項 目】 （債）令和6年度図書館増築・改修工事の 前払金支払い遅延</p> <p>【内 容】 工事請負契約約款第37条第4項では、 「発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求のあつた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。」と定めている。本工事では、前払金103,180,000円について、令和6年7月17日に請求書を受理したが、請求書受理から16日目の令和6年8月1日に支払っていた。この行為は、工事契約における契約違反である。 ついては、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p>	<p>本件前払金は請求のあつた日（令和6年7月17日）から14日以内（令和6年7月30日まで）に支払うべきでありましたが、担当者が財務会計システム上に自動計算で表示された会計課支払日（令和6年8月1日）を前払金支払期限と誤認したことから、支払遅延が発生しました。</p> <p>担当課では、再発防止策として、令和8年度より支払審査用チェックリストを新たに作成し、起案時及び決裁時に複数名で厳重に確認する体制を構築することとしております。</p> <p>本件と同様の事案が発生しないよう庁内に周知し、適正な会計事務の徹底を図ってまいります。</p>